

昭和56年4月1日 制定
平成30年10月6日 最終改定

日本音楽教育学会編集委員会規定

- 第1条 学会会則第14条6項にもとづき編集委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条 この委員会は、『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』の編集を行う。
- 第3条 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』は、原則としてそれぞれ年1回以上発行する。
- 第4条 『音楽教育学』は、本学会会員の研究論文、研究報告、論考、研究動向、書評論文、書評、反論等を掲載する。
- 2 委員会は、『音楽教育学』に投稿された研究論文、研究報告、論考、研究動向、書評論文について複数の査読者に査読を依頼し、この結果をもとに採否を決定し、理事会に報告する。
 - 3 委員会は、『音楽教育学』に投稿された前項以外の原稿についてその採否を決定するが、内容によっては査読者の判断を求めることがある。
- 第5条 『音楽教育実践ジャーナル』は、特集と自由投稿で構成し、本学会会員の実践的な研究（報告、提案、討論、資料等）を掲載する。
- 2 委員会は、『音楽教育実践ジャーナル』に投稿された原稿について採否を決定し、理事会に報告する。査読者への査読の依頼は行わない。
- 第6条 委員会は、『音楽教育学』『音楽教育実践ジャーナル』に掲載予定の原稿については必要に応じて執筆者に内容、その他表現上の修正を求めることがある。
- 第7条 委員会は、会員の中から選ばれた下記13名の委員をもって構成する。
- (1) 本学会の専門研究分野を考慮して、理事会が推薦する委員 11名
 - (2) 常任理事の互選による委員 1名
 - (3) 常任理事以外の理事の互選による委員 1名
- 第8条 委員は任期を、2年とし、連続2期を越えないものとする。
- 第9条 委員会に委員長および副委員長各1名をおき、委員のなかからそれぞれ互選する。委員長は委員会を招集し、委員会の業務を統括する。理事会が必要とした場合には理事会または常任理事会に陪席し、報告を行う。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 第10条 委員長の投稿はこれを認めない。
- 第11条 委員会は、毎年1回以上全委員の総会を開き、編集方針、その他について協議する。
- 第12条 『音楽教育学』投稿規定、『音楽教育実践ジャーナル』投稿規定は、別に定める。

附 則

この規定は、平成30年10月7日より施行する。

『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌へ
編集委員が投稿した場合の取り扱い（覚書）

第1条 この内規は、「日本音楽教育学会編集委員会規定」第4条の2, 3, および第5条の2に基づき、本学会が発行する『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌へ編集委員が投稿した場合に必要な取り扱いについて、理事会と編集委員会との間で取り決めるものである。

- (1) 「日本音楽教育学会編集委員会規定」第10条により、編集委員長は投稿することができない。
- (2) 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌は、会員からの投稿を主体とすることから、投稿以外の編集委員の執筆については、編集委員会での必要性を精査する。

第2条 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌に編集委員が投稿した場合は、編集委員長が理事会に対して編集委員の投稿があった旨を報告し、採否の決定を理事会の判断に委ねる。

第3条 前条の報告を受けた理事会は、「採否決定のための臨時委員会」（以下「臨時委員会」）を設ける。採否決定のための臨時委員会は、2名の理事によって構成する。採否の決定は「日本音楽教育学会編集委員会規定」第4条の2, 3, および第5条の2に準じ、以下の方法で行う。

- (1) 臨時委員会は、『音楽教育学』に投稿された研究論文、研究報告、研究動向、論考、書評論文について複数の査読者に査読を依頼し、この結果をもとに採否を決定し、編集委員長に報告する。
- (2) 臨時委員会は、『音楽教育学』に投稿された前項以外の原稿について、その採否を決定する。
- (3) 臨時委員会は、『音楽教育実践ジャーナル』に投稿された原稿について採否を決定する。

※この規定は、平成28年4月1日より施行する。